

## 市町村への事務・権限移譲について

この事務・権限移譲については新聞等で盛んに取り上げられております。市民もどのように変わるのか興味あり心配するところであります。市長説明によると都道府県から市町村に三百五十九の事務権限の移譲があるとのこと。その先の市長説明を聞いて私は愕然としました。これに備えて自治体が取り組むのは行政改革であると……。そうではないであります。住民に身近な行政事務を市役所で行い、迅速で効果的・効率的に処理することが可能となり申請手続きや相談が、身近な市町村で処理できるようになり、住民の利便性が向上する。

要は今まで県に行っているが、市役所ででき、こんな風に変わりますよ、と市民や関係団体に周知し理解してもうのが先だと思いますが……。市民のための事務権限の移譲でなければならぬのでは……。職員の事務変更が先に来ては、市民不在の行政と言われてもうか？

今沢市長の考え方をお聞きしたいです。また蛇足ですが、今国会で問題になっている後

期高齢者医療制度も、なぜその制度にしなければならないのか、国が根気強く理解を国民に求めなかつたツケが、反対や廃止の声となつてゐるのでは……。

### 答弁（今沢市長）

金丸忠仁議員のご質問のうち、私からは、二点目の市町村への事務権限委譲についてお答えします。

さる五月二十八日、地方分権改革推進委員会による事務権限の移譲などを盛り込んだ第一次勧告が発表されました。

この第一次の勧告においては、国と地方の役割分担の基本的な考え方を明らかにした上で、重点的な行政分野ごとの見直し、行政分野横断的な地方自治体への権限移譲の推進、さらには地方自治体の自主的・自律的な創意工夫を繰り返す結果ともなってきた。國庫補助事業等の補助対象財産の財産処分の弾力化などを進めることで、地方分権改革の推進を目指すこととしています。

特に、この度は、国民・住民にとってより身近な基礎自治体である市町村への権限移譲であり、その自立性と施策展開における自由度の拡大に重きを置いた勧告であります。

さらに、この勧告は国から地方への権限移譲に当たっては人材や財源の移譲が前提であ

ることを強調しております。

こうしたことから、本市といたしましては、今後事務権限の移譲がされる場合には、

市民のための権限移譲によることと確信をしておりますの程をお願い致します。

以上で、私の答弁を終わります。

そのほかのご質問につきましては、それぞれ担当の部長にしては、それぞれ担当の部長に答弁いたします。

## まちづくり景観づくりについて

先の二月十三日に南アルプス市景観まちづくり講演会があやめホールで行われました。

東京大学の堀教授がスライドを使い、景観を用いた地域づくりの基本は

①プラスを作る  
②大きなプラスを目指す（効果の大小はコストと正比例しない）

③地域を魅力的に見せ「行ってみたい」と誰もが思うようになります。  
④ないものねだりしない  
⑤あるものを活用する

以上の事を参加者に考えさせながら「景観」という言葉の意味を説いたと思います。

そこで、南アルプス市も自然に恵まれ「見たいもの」「見せたいものは」たくさんあります。まちづくり、景観づくりを、どのような考え方でどうおこなっていくのかお聞きしたい。

私なりに考えていることがあります。一つは御勅使川とその扇状地が良く見える場所を探し展望所を指定する。要是ここは良く御勅使川と扇状地が見えますよ。堀教授はそれが景観ですと言っていた気がします。

もう一つは産業土木で現地視察もした坪川・五明川・滝沢川・八糸川・横川それに釜無川が一度に見える場所が作れればいいな、と思います。

こんなに六本の川が合流し富士川となり太平洋に流れいく所はそうあちこちに無いとおもいます。貴重な景観資源だと思いますが。

他にも、南アルプス市内には自然に恵まれた「見たいもの」「見せたいもの」が沢山あると思います。視点をかえて、これからまちづくりを考えてほしいと思います。

### 答弁（青沼建設部長）

金丸忠仁議員のご質問についてお答えします。

私たちが暮らす南アルプス市は、雄大な南アルプスの山岳景観、中山間地域の里山景観、扇状地に広がる果樹景観と田園集落景観、御勅使川などの河川景観、国道五十二号沿いを中心とする市街地景観など特色のある地域固有の景観があります。また、石積出

しに代表される堤防群の景観や市之瀬台地の棚田景観など優れた歴史的・文化的景観もあります。

今後につきましては、実施した本市の景観現状調査及び景観計画区域の決定及

アンケート調査を踏まえ、本年度に景観計画の目標と基本方針、景観計画区域の決定及び景観形成の方針を検討して

いく予定であります。それと並行しまして市民懇談会を重ね市民の方々のご意見をまとめていきたいと考えます。

しかし、こうした本市特有の優れた景観は、近年の急速な都市化の進行や社会構造の変化に伴い、年々減少、変貌を遂げてきています。

このような状況から、これらの優れた自然景観、歴史的・文化的景観を市民共有のかけがえのない財産・資産として守るとともに、新たな魅力ある景観を創造し、これらの景観を育て、次代へ継承していくことを目的として、平成十九年度より景観計画の策定に着手しました。

景観計画とは景観に関する総合的な計画です。そのため、本市の景観特性に応じ、創意工夫に基づいて策定することも、景観に着目したまちづくりを行うための総合指針と

なる計画をつくりたいと考えています。現在までの策定状況であります。が、アンケート調査の実施、市民の方々の意見を反映、また協議を行なう組

織である「風景づくり市民懇談会」の実施、本市の景観の現状調査並びに景観特性と課題の整理を行なっております。

今後につきましては、実施した本市の景観現状調査及び景観計画区域の決定及び景観形成の方針を検討して

いく予定であります。それと並行しまして市民懇談会を重ね市民の方々のご意見をまとめていきたいと考えます。

しかし、こうした本市特有の優れた景観は、近年の急速な都市化の進行や社会構造の変化に伴い、年々減少、変貌を遂げてきています。

このように状況から、これらの優れた自然景観、歴史的・文化的景観を市民共有のかけがえのない財産・資産として守るとともに、新たな魅力ある景観を創造し、これらの景観を育て、次代へ継承していくことを目的として、平成十九年度より景観計画の策定に着手しました。

景観計画とは景観に関する総合的な計画です。そのため、本市の景観特性に応じ、創意工夫に基づいて策定することも、景観に着目したまちづくりを行うための総合指針と